

広島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、情報公表対象サービス等情報及び情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の受理、調査及び情報の公表等の事務を効率的かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準日)

第2条 この要領で定める基準日は、毎年4月1日とする。

(実施期間)

第3条 障害福祉サービス等情報の受理、調査及び情報の公表等の事務の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第4条 障害福祉サービス等情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）
指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援
指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）
指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援
- (6) 指定入所支援
指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(報告の対象となる事業者)

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく報告の対象となる事業者は、基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者とする。

ただし、災害その他市長に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正

当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

- 2 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業者の指定を受けたときに報告の対象とする。

(報告の単位)

第6条 障害福祉サービス等情報（経営情報を除く）の報告単位は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとする。

ただし、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えない。

なお、報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4のとおりとする。

(障害福祉サービス等情報の具体的な内容)

第7条 障害福祉サービス等情報の具体的な内容は、別添1 基本情報及び別添2 運営情報並びに別添3 経営情報に掲げるとおりとする。

ただし、基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1 基本情報に限る。

- 2 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。

ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

- 3 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

- 4 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

(報告の方法)

第8条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）を通じて、市長へ障害福祉サービス等情報を報告するものとする。

ただし、情報公表システムを通じて報告することができないやむを得ない事情があると認められる場合は、文書等により報告することができるものとする。

(報告の開始)

第9条 障害福祉サービス等情報（経営情報を除く）の報告開始日は、以下のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者の報告開始日は、毎年5月1日とする。
 - (2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者の報告開始日は、事業者の指定を受けた日とする。
- 2 経営情報の報告開始日は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了日の翌日とする。

(報告の期限)

第10条 障害福祉サービス等情報（経営情報を除く）の報告期限は、以下のとおりとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者の報告期限は、毎年7月31日とする。
 - (2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者の報告期限は、事業者の指定を受けた日から1か月以内とする。
- 2 経営情報の報告期限は、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

なお、経過措置として令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

(公表の時期)

第11条 市長は、報告を受けた障害福祉サービス等情報（経営情報を除く）を確認の上、以下のとおり情報公表システムにより公表するものとする。

- (1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内に公表する。
 - (2) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内に公表する。
- 2 経営情報については、事業者から報告を受けた情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を毎年度公表する。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第12条 事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があった場合、情報公表システムを通じて市長へ報告するものとする。

(命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第13条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表するものとする。

(苦情等の対応)

第14条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課とする。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、同年8月29日から適用する。